

新旧対照条文

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四を負担する。</p> <p>一 一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二（略）</p> <p>三 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、当該指定に係る年度（以下「指定年度」という。）の第一号に掲げる額が指定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の翌々年度において国が負担する額は、</p>	<p>第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の四十を負担する。</p> <p>一 一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の二第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額</p> <p>二（略）</p> <p>三 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、当該指定に係る年度（以下「指定年度」という。）の第一号に掲げる額が指定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の翌々年度において国が負担する額は、</p>

前二項の規定により算定した額からその超える額（その額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を超えるときは、当該算定した額。以下「基準超過費用額」という。）の百分の三十四に相当する額を控除した額とする。

一・二（略）

4・5（略）

（調整交付金等）

第七十二条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 第七十条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）及び同条第一項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額（次条において「算定対象額」という。）の百分の九に相当する額

二 第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金金の総額の四分の一に相当する額

第七十二条の二 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の百分の七に相当する額とする。

前二項の規定により算定した額からその超える額（その額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を超えるときは、当該算定した額。以下「基準超過費用額」という。）の百分の四十に相当する額を控除した額とする。

一・二（略）

4・5（略）

（調整交付金）

第七十二条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 第七十条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）及び同条第一項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の十に相当する額

二 次条第一項の規定による繰入金金の総額の四分の一に相当する額

(国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等)

第七十二条の二の二 市町村は、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の四分の三に相当する額を負担する。

(国の補助)

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十二条の二第二項及び前条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健師に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)

第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条の二、第七十二条の二の二第二項及び第七十二条の三第二項に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付け

(国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等)

第七十二条の二 市町村は、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

(国の補助)

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十二条の二第二項、第七十二条の三第二項及び前条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健師に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)

第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第二項に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

ることができる。

(事務の区分)

第百十九条の四 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

12 市町村は、平成十七年度において、第七十二条の二の二第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

13 国は、平成十七年度において、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

14 都道府県は、平成十七年度において、政令の定めるところにより、附則第十二項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

15 連合会は、政令の定めるところにより、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、平成十五年度から平成十七年度までの間、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業(以下「高額医療費共同事業」という。)を行うものとする。

(事務の区分)

第百十九条の四 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

12 平成十五年度から平成十七年度までの各年度における第七十二条の二第一項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額との合算額とする。

13 連合会は、政令の定めるところにより、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、平成十五年度から平成十七年度までの間、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業(以下「高額医療費共同事業」という。)を行うものとする。

<p>16 連合会は、高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令の定めるところにより、市町村から拠出金を徴収する。</p> <p>17 市町村は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。</p> <p>18 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、附則第十六項の規定による拠出金（高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。</p> <p>19 指定法人は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して高額医療費共同事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。</p>	<p>14 連合会は、高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令の定めるところにより、市町村から拠出金を徴収する。</p> <p>15 市町村は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。</p> <p>16 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、附則第十四項の規定による拠出金（高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。</p> <p>17 指定法人は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して高額医療費共同事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。</p> <p>18 平成十五年度から平成十七年度までの間の各年度の第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から、附則第十六項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。</p>
<p>20 附則第十二項から前項までの規定に基づく措置については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の施行後における国民健康保険の運営の状況、医療保険制度の在り方についての検討の状況及び社会経済情勢の変化を勘案し、平成十七年度までの間に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>19 附則第十二項から前項までの規定に基づく措置については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の施行後における国民健康保険の運営の状況、医療保険制度の在り方についての検討の状況及び社会経済情勢の変化を勘案し、平成十七年度までの間に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。</p>

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十二条（略）</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六第一項の交付等の権限、第二十一条の十から第二十一条の十五までの規定による権限、第二十一条の二十五の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限及び第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。</p> <p>市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。</p> <p>第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第六号の費用のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児</p>	<p>第三十二条（略）</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六第一項の交付等の権限、第二十一条の十から第二十一条の十五までの規定による権限、第二十一条の二十五の措置を採る権限又は保育の実施等の権限並びに第二十三条第一項ただし書及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。</p> <p>第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第六号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十条第九号及び前</p>

施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）の設備に関するものに対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用並びに第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第六号の費用のうち、知的障害児施設等の設備に関するものに対して、政令の定めるところにより、その四分の一（知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。

第五十五条の二 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合にお

条第六号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担する。ただし、第五十条第九号及び前条第六号の費用中、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第六号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。ただし、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第五十五条の二 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。

第五十六条の二 都道府県は、次の各号に該当する場合には、第

いては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の「新設に限る。」）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一・二（略）

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一・二（略）

国庫は、第一項の規定により都道府県が知的障害児施設等について補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の三 都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一・四（略）

第七十二条 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第五十二条の規定により国がその費用について負担する知的障害児施設等の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備で日本電信電話株式会社の株式の

第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。））、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一・二（略）

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一・二（略）

国庫は、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の三 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一・四（略）

第七十二条 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第五十二条の規定により国がその費用について負担する児童相談所及び児童福祉施設の設備並びに児童福祉施設の職員の養成施設の新設、修理、改造

売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十二条の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

（略）

、拡張又は整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十二条の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる児童福祉施設の新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

（略）

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県の負担及び補助）</p> <p>第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設その他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。）については、その四分の一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国の負担及び補助）</p> <p>第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視聴覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く。）については、その十分の五</p>	<p>（都道府県の負担及び補助）</p> <p>第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。）については、その四分の一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国の負担及び補助）</p> <p>第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用（身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）については、その十分の五</p>

2
(略)
三
(略)
二
(略)

2
(略)
三
(略)
二
(略)

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬取締官及び麻薬取締員） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 麻薬取締官の定数は、政令で定める。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（国の負担）</p> <p>第五十九条の二 国は、政令で定めるところにより、<u>前条第三号の規定により都道府県が支弁した費用について、その四分の三を負担する。</u></p> <p>（国の補助）</p> <p>第五十九条の三 国は、政令で定めるところにより、<u>予算の範囲内において、都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用について、その十分の五以内を補助することができる。</u></p>	<p>（麻薬取締官及び麻薬取締員） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 麻薬取締官の定数及び麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（国の負担）</p> <p>第五十九条の二 国は、政令で定めるところにより、<u>前条の規定により都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。</u></p> <p>一 <u>前条第一号の費用については、全額</u></p> <p>二 <u>前条第三号の費用については、その四分の三</u></p> <p>（国の補助）</p> <p>第五十九条の三 国は、政令で定めるところにより、<u>予算の範囲内において、次に掲げる費用について、その十分の五以内を補助することができる。</u></p> <p>一 <u>都道府県が支弁した第五十九条第五号の費用</u></p> <p>二 <u>都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する</u></p>

麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県の補助）</p> <p>第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。</p> <p>（国の負担及び補助）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p> <p>一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの</p> <p>二（略）</p> <p>附則</p>	<p>（都道府県の補助）</p> <p>第三十九条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。</p> <p>（国の負担及び補助）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p> <p>一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号から第四号までに掲げるもの</p> <p>二（略）</p> <p>3 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。</p> <p>附則</p> <p>（国の無利子貸付け等）</p> <p>6 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十条第一項の規定により国がその費用について負担する婦人相談所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別</p>

措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十条第一項の規定により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について補助することができる婦人保護施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金について、市町村又は社会福祉法人が行つ場合にあつてはその者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十条第二項又は第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第六項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第四十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第七項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十条第二項又は第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、

当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12| 都道府県が、附則第六項又は第七項の規定による貸付けを受けた無
利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められ
る償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く
。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還
期限の到来時に行われたものとみなす。

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（費用の支弁）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>（介護保険法による給付との調整）</p> <p>第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。</p> <p>第二十二條及び第二十三條 削除</p>	<p>（市町村の支弁）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二の二 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用</p> <p>三 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用</p> <p>（介護保険法による給付との調整）</p> <p>第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。</p> <p>（都道府県の支弁）</p> <p>第二十二條 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>第二十三條 削除</p>

(都道府県の補助)

- 第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。
- 2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(国の補助)

(都道府県の負担及び補助)

- 第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第二号から第三号までの規定により支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。
- 一 第十一条の規定により福祉事務所を設置しない町村が行う措置に要する費用（次号に規定する費用を除く。）については、その四分の一
- 二 居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一
- 三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については、その四分の一
- 2 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。
- 3 都道府県は、前二項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第二十一条第二号から第三号まで又は第二十二条の規定により支弁する費用については、その二分の一を負担するものとする。

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

2| 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

附則

(国の無利子貸付け等)

第八条 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助することができる事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社

2| 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

3| 国は、前二項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

附則

(国の無利子貸付け等)

第八条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担する設備の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助することができる事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内に

会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2| 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3| 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4| 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5| 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 国は、第一項から第三項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業につい

て、無利子で貸し付けることができる。

3| 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4| 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5| 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

6| 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7| 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である設備の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8| 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業につい

て、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7| 市町村又は都道府県が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

て、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 市町村又は都道府県が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十一条の二 削除</p> <p>（国の負担）</p> <p>第二十一条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十一条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市及び特別区が支弁する費用については、その二分の一を負担するものとする。</p>	<p>（都道府県の負担）</p> <p>第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用については、その三分の一を負担するものとする。</p> <p>（国の負担）</p> <p>第二十一条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用についてはその三分の一を、同条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市及び特別区が支弁する費用についてはその二分の一を負担するものとする。</p>

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 公的介護施設等の整備（第三条 第十一条）</p> <p>第三章 特定民間施設の整備（第十二条 第二十一条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する措置を講じ、もって老人をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。</p>	<p>民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展並びに地域及び家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、国民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスへの需要が増大していることにかんがみ、民間事業者が公的な保健サービス及び福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進する措置を講じ、もって老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資するこ</p>

とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）に基づく福祉サービスをいう。

2 この法律において「公的介護施設等」とは、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設その他これに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの（次項に規定する特定民間施設を除く。）をいう。

3 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一〇四（略）

第二章 公的介護施設等の整備

(整備基本方針)

第三条 厚生労働大臣は、公的介護施設等の整備に関する基本方針（以下「整備基本方針」という。）を定めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「特定民間施設」とは、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）に基づく福祉サービス及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス（以下「公的保健福祉サービス」という。）との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一〇四（略）

2 整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公的介護施設等の整備の目標に関する事項

二 次条第一項に規定する市町村整備計画及び第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画の作成に関する基本的な事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、整備基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村整備計画)

第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、整備基本方針に基づき、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項

イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

(1) 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

(2) 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）

八 その他日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 市町村整備計画は、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければならない。

（市町村への交付金の交付等）

第五条 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設生活環境改善計画)

第六条 都道府県は、整備基本方針に基づき、当該都道府県における公的介護施設等における生活環境の改善を行うための計画（以下「施設生活環境改善計画」という。）を作成することができる。

2 施設生活環境改善計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項
イ 次に掲げる老人福祉施設であつて当該老人福祉施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものの

(1) 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

(2) 特別養護老人ホーム

(3) 軽費老人ホーム

ロ その他施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 施設生活環境改善計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該施設生活環境改善計画に記載された施設に係る市町村（次項において「関係市町村」という。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更した

ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない。

(都道府県への交付金の交付等)

第七条 都道府県は、次項の交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該施設生活環境改善計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老人福祉法等の特例)

第八条 第五条第二項又は前条第二項の規定による交付金を充てて整備する老人福祉法に定める老人の福祉のための事業に要する費用については、同法第二十六条第二項の規定に基づく国の補助は、同項の規定にかかわらず、行わないものとする。

第九条 市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる施設(以下この項及び次条において「市町村整備施設」という。)に係る施設を設置する者(以下「施設設置者」という。)が、当該市町村整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該

規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該市町村整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

2 施設生活環境改善計画に掲載された第六条第二項第二号に掲げる施設（以下この項において「都道府県整備施設」という。）に係る施設設置者又は施設において介護給付等対象サービス等を提供している者が、当該都道府県整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該都道府県整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

第十条 施設設置者は、前条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該施設設置者に係る市町村整備施設の所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

（大都市等の特例）

第十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合において、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第三章 特定民間施設の整備

(基本方針)

第十二条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六（略）

七 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項

八（略）

3・4（略）

(整備計画の認定等)

第十三条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）

三 特定民間施設が立地する市町村又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用することが想定されるもの（以下「対象地域」という。）の区域

四～六（略）

七 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項

八～十（略）

(基本方針)

第三条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六（略）

七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項

八（略）

3・4（略）

(整備計画の認定等)

第四条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）

三 特定民間施設が立地する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用することが想定されるもの（以下「対象地域」という。）の区域

四～六（略）

七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項

八～十（略）

3 (略)

(認定の基準)

第十四条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一・二 (略)

(関係都道府県等の意見の聴取)

第十五条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(認定の通知)

第十六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 (略)

(整備計画の変更)

第十七条 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第十三条第一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 第十三条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があ

3 (略)

(認定の基準)

第五条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一・二 (略)

(関係都道府県等の意見の聴取)

第六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(対象地域の全部又は一部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(認定の通知)

第七条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 (略)

(整備計画の変更)

第八条 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第四条第一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があ

った場合について準用する。

(報告の徴収)

第十八条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第十九条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあるとき、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十条 厚生労働大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生労働大臣の処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第十六条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

た場合について準用する。

(報告の徴収)

第九条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあるとき、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生労働大臣の処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(課税の特例)

第十二条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品であつて当該認定計画に係る特定民間施設においてその事業の用に供されるものうち、当該特定民間施設の機能を発揮させるのに著しく資するものについては、租税特別措

置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができる。

（資金の確保）

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）

第十五条 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 (略)

（権限の委任）

（指導及び助言）

第二十一条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）

第二十二条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 (略)

第四章 雑則

<p>第二十三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第二十四条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十七条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）</p> <p>第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。</p>	<p>（市町村及び都道府県に対する国の援助）</p> <p>第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。</p>

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第五項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日</p> <p>五 七（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国庫は、平成十七年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第四項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日</p> <p>五 七（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

ける額及び昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、二百四十七億五千九十六万六千円を負担する。

5 | (略)

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)
第三十二条 (略)

2・3 | (略)

4 | 国庫は、平成十七年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、八百二十一億六千三十五万五千円を負担する。

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十六年度	(略)	(略)	(略)
--------	-----	-----	-----

4 | (略)

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)
第三十二条 (略)

2・3 | (略)

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十六年度	(略)	(略)	(略)
--------	-----	-----	-----

平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）	(略)	第四条第一項	附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五條第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項（第九号を除く。）	(略)	第十六条第二項第一号	繰り入れた金額	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項において読み替えて適用する法第八十五條第一項、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項（第九号を除く。）並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項	(略)	繰り入れた金額（平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項の規定により繰り入れた金額を除く。）
--	-----	--------	---	-----	------------	---------	---	-----	--

平成十七年度及び平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）	(略)	第四条第一項	附則第三十四条第二項及び第三項	(略)	第十六条第二項第一号	附則第三十四条第二項及び第三項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	(略)	
--	-----	--------	-----------------	-----	------------	-----------------	--	-----	--

<p>附則第三十四条第 二項及び第三項</p>	<p>附則第三十四条第 二項及び第三項並 びに平成十六年国 民年金等改正法附 則第十三条第三項</p>	<p>平成十八年 度（附則第 一条第四号 に掲げる規 定の施行の 日の属する 月以後の期 間に限る。 ）から特定 年度の前年 度までの各 年度</p>	<p>第三条の二第 二項第一号</p>	<p>平成十八年 度（附則第 一条第四号 に掲げる規 定の施行の 日の属する 月以後の期 間に限る。 ）から特定 年度の前年 度までの各 年度</p>	<p>第三条の二第 二項第二号</p>	<p>附則第三十四条第 二項において読み 替えて適用する法 第八十五条第一項 第二号（国民年金 法等の一部を改正 する法律（平成十 六年法律第四百号 以下「平成十六 年国民年金等改正</p>	<p>附則第三十四条第 二項及び平成十六 年国民年金等改正 法附則第十三条第 五項において読み 替えて適用する法 第八十五条第一項 第二号</p>
-----------------------------	---	---	-------------------------	---	-------------------------	---	---

<p>附則第三十四条第 二項及び第三項</p>	<p>附則第三十四条第 二項及び第三項並 びに平成十六年国 民年金等改正法附 則第十三条第三項</p>	<p>平成十八年 度（附則第 一条第四号 に掲げる規 定の施行の 日の属する 月以後の期 間に限る。 ）から特定 年度の前年 度までの各 年度</p>	<p>第三条の二第 二項第一号</p>	<p>平成十八年 度（附則第 一条第四号 に掲げる規 定の施行の 日の属する 月以後の期 間に限る。 ）から特定 年度の前年 度までの各 年度</p>	<p>第三条の二第 二項第二号</p>	<p>附則第三十四条第 二項において読み 替えて適用する法 第八十五条第一項 第二号（国民年金 法等の一部を改正 する法律（平成十 六年法律第四百号 以下「平成十六 年国民年金等改正</p>	<p>附則第三十四条第 二項及び平成十六 年国民年金等改正 法附則第十三条第 四項において読み 替えて適用する法 第八十五条第一項 第二号</p>
-----------------------------	---	---	-------------------------	---	-------------------------	---	---

第十六条第二	第四条第一項	第三条の二第二項第三号	法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）
附則第三十四条第	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第三十四条第三項	
附則第三十四条第	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項	

第十六条第二	第四条第一項	第三条の二第二項第三号	法」という。）附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）
附則第三十四条第	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第三十四条第三項	
附則第三十四条第	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項	

	項第一号	<p>二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項において読み替えて適用する法第八十五条第一項</p>
	項第一号	<p>二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項において読み替えて適用する法第八十五条第一項</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務		別表第一 第一号法定受託事務	
法 律	事 務	法 律	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。）	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。）

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費</p> <p>九～十一（略）</p> <p>十二 老人保健事業に要する経費</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費（地方公共団体の設置する保育所における保育の実施（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第一項に規定する保育の実施をいう。）に要する経費を除く。）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 麻薬取締員並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費</p> <p>九～十一（略）</p> <p>十二 老人保健事業、老人の養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 妊産婦及び乳幼児の健康診査、児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費（地方公共団体の設置する保育所における保育の実施（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。）に要する経費を除く。）</p>

十五、二十八（略）

十五、二十八（略）

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（減額譲渡又は貸付）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。</p>	<p>（減額譲渡又は貸付）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第三項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。</p>

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例等） 第七条（略）</p> <p>2 国は、離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下することはできない。</p> <p>4 国は、第一項及び第二項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>5 8 （略）</p> <p>附則抄</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七条第六項の規定により</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下することはできない。</p> <p>3 国は、第一項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>4 7 （略）</p> <p>附則抄</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七条第五項の規定により</p>

国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七條第六項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4・5（略）

6 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七條第六項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

別表（第七條関係）

一（五）（略）

（六） 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九條第一項に規定する保育所について

児童福祉施設 設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張 又は整備	地方公共団体	二分の一から十分 の五・五まで

国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七條第五項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4・5（略）

6 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七條第五項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

別表（第七條関係）

一（五）（略）

（六） 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十條第九号及び第五十一條第五号に規定する費用について

児童福祉施設 設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張 又は整備	地方公共団体	二分の一から十分 の五・五まで

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の助成） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>4 第一項に規定する事業に要する経費につき、第一項及び第二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。</p> <p>5 国は、第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>6（略）</p> <p>附則</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金の</p>	<p>（特別の助成） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する事業に要する経費につき、前二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。</p> <p>4 国は、第一項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>附則</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、平</p>

うち、平成二十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第五項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

成二十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第一百
四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の負担割合の特例）</p> <p>第四条 整備計画等に基づいて昭和四十一年度から平成十七年度までの各年度において関係市町村が国から負担金、補助金若しくは交付金の交付を受けて行い、又は国が関係市町村に負担金を課して行う事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>（他の特別法との関係等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に</p>	<p>（国の負担割合の特例）</p> <p>第四条 整備計画等に基づいて昭和四十一年度から平成十七年度までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、又は国が関係市町村に負担金を課して行う事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（他の特別法との関係等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に</p>

関する法律（昭和四十五年法律第七号）第三条第一項の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、第五条の規定にかかわらず、同法第三条の規定を適用する。

3 特定事業で明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、当該特定事業について第五条の規定により算定した国の負担割合が同法同条の規定により算定した国の負担割合を超える場合には第五条の規定を、超えない場合には同法同条の規定を適用する。

4
（略）

関する法律（昭和四十五年法律第七号）第三条第一項の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、前条の規定にかかわらず、同法第三条の規定を適用する。

3 特定事業で明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、当該特定事業について前条の規定により算定した国の負担割合が同法同条の規定により算定した国の負担割合を超える場合には前条の規定を、超えない場合には同法同条の規定を適用する。

4
（略）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものは、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部については、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、又は補助するために要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p>

について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（財政上及び技術上の配慮）

第七条 国は、前三条に定めるもののほか、明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上の配慮をしなければならない。

（財政上及び技術上の配慮）

第七条 国は、前三条に定めるもののほか、明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上の配慮をしなければならない。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の助成）</p> <p>第七条 振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のために北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条、第五条第二項から第四項まで及び第七条の規定の例による。ただし、同法第四条第一項、第三項及び第五項並びに第五条第二項中「関係市町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第二条</p>	<p>（特別の助成）</p> <p>第七条 振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、又は補助するために要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下この条において「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のために北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条、第五条第二項から第四項まで及び第七条の規定の例による。ただし、同法第四条第一項、第三項及び第五項並びに第五条第二項中「関係市町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第二条第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町」とする。</p>

第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町」とする。

一・二二（略）

第七条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第九条 国は、前三条に定めるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るために必要な財政上、金融上及び技術上の配慮をしなければならない。

一・二二（略）

第九条 国は、前二条に定めるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るために必要な財政上、金融上及び技術上の配慮をしなければならない。

地価税法（平成三年法律第六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等</p> <p>七～二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条（定義）に規定する特定民間施設又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等</p> <p>七～二十五（略）</p>

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）</p> <p>第四条 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>附則 （施行期日）</p>	<p>（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）</p> <p>第四条 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則 （施行期日）</p>

1 (略)

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効)

2 第四条(別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。)の規定は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成十八年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

1 (略)

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効)

2 第四条(別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。)の規定は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成十八年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第十条（略）</p>

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項、第十七条第一項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項、<u>第十六条第一項</u>、<u>第十七条第一項</u>並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。</p> <p>（児童福祉法の特例）</p> <p><u>第十六条</u> 市町村が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に保育の実施（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。以下この条及び別表第六号において同じ。）に係る事務を効率的に実施することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長（特別区の区長を含む。）は、同法第三十二条第二項の規定にかかわらず、地方自治法第百八十条の二の規定により、その権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に</p>
<p>第十六条 削除</p>	

別表（第二条関係）

(略)	六	(略)	番号
(略)	削除	(略)	事業の名称
(略)		(略)	関係条項
(略)	第十六条		

別表（第二条関係）

(略)	六	(略)	番号
(略)	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	(略)	事業の名称
(略)		(略)	関係条項
(略)	第十六条		

委任することができる。

2 児童福祉法第四十六条の二の規定は、前項の規定により委任を受けた教育委員会が保育の実施に係る事務を実施する場合について準用する。この場合において、同条中「市町村長」とあるのは、「市町村長（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十六条第一項の規定により保育の実施に係る事務が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）」と読み替えるものとする。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（振興開発計画に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法（以下「旧奄美法」という。）第二条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下「新奄美法」という。）第三条第一項に規定する振興開発計画（次条において「新計画」という。）に基づき事業とみなして、新奄美法第六条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>（振興開発計画に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法（以下「旧奄美法」という。）第二条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下「新奄美法」という。）第三条第一項に規定する振興開発計画（次条において「新計画」という。）に基づき事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項までの規定を適用する。</p>

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあっては二十一億八千四百三十八万二千円を、独立行政法人造幣局にあっては三百四十一万四千円を、独立行政法人国立印刷局にあっては千五百七十四千円を、独立行政法人国立病院機構にあっては一億千七百二十五万二千円を、日本郵政公社にあっては七億八百五十四万二千円を</p>	<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>

それぞれを挿入する。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p> <p>4 国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対</p>	<p>附則</p> <p>（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>

し、十億二千八百六十八万円を補助する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>4 地方公共団体は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額のほか、八十二億二百三十万七千円を負担する。</p>	<p>附則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>